博士論文 (要約)

教育と法の関係に関する時間論的研究 -裁判の時間的性格に着目して-

本論文は、教育と法の関係について時間という論点から考察するものである。これまで教育と法の関係については、教育法学という学問領域が戦後日本において台頭してきている。教育法学は、教育と法の関係を独特の仕方で固定し、体系化を図ってきた。しかしこうした体系化は、教育と法の関係構築の一つの方法に過ぎない。教育法学は教育像を固定化する中で、重要な問題を見落としてきている可能性がある。

本論文は、この見落とされた問題の一つとして、時間に着目する。時間は、教育法学が論じてこなかったテーマであるにも関わらず、教育と法の関係を考察するうえで重要な問題を提供する。教育は児童・生徒らの成長に、その成長の瞬間に立ち会うことで成立する営みであるのに対し、法はというと紛争解決のために一度裁判となれば何年の間も同一の当事者(とみなされるもの)が争う。それにも関わらず、通常は法の言葉は「〇〇すべきである」というように現在形であり、普遍性を装うのである。

こうした例から垣間見えるように、教育と法の間には時間をめぐって重要な問題が横た わっている可能性がある。よって本稿では、教育と法が取りうる関係性について、時間とい う論点から考察した。

1章では、法と時間に関する諸先行研究を概観した。法と時間という視点に関する研究は非常にマイナーなものだが、一定の傾向を特定することはできる。例えば、兼子仁など教育法学の主流理論(兼子 1978)は、法規範の普遍的=不変的性格を提示していた。また法哲学・法社会学の諸理論においては、過去から現在、未来へと続く時間の流れを一定程度の必然の流れとしてみるもの(今橋 1983)と、そうでないもの(吉良 2008; Luhmann1993=2003)などがある。

2 章では、1 章の先行研究レビューを踏まえて、本稿の課題を設定した。本稿の課題は、 下記の主要課題と、それを解くための5つの連続した課題である。

主要課題: 法は、その時間的性格を考慮すると、教育にとって有用であると言えるのか。

課題①:代表的な教育法学の理論が時間という論点について関心を示さなかったのは、 自身のどのような理論的特性に由来するのか。

課題②: 戦後日本の教育裁判が解決しようとした問題は、事実上の教育現場で解決されようとした問題と同じなのか。

課題③:教育の時間的性格は、法の時間的性格と整合的でありうるのか。

課題④:戦後日本における代表的な教育法学の理論は、教育の時間的性格へ応答可能な 要素を全く持っていなかったのか。

課題⑤: 法は、教育の時間上の要請に応答し、何らかの救済措置を施すことが可能か。 また、それは必要であるのか。

3章では、本稿の方法と着眼点について述べた。方法としては、a)教育にとって法が有用でない可能性(課題①~③)と、b)教育にとって法が有用である可能性(課題④、⑤)の検

討について、異なる観察視点・主体位置をとることを示した。また、教育法学では理論的に 重要な地位を与えられていない裁判について着目することも述べた。

4章では、堀尾輝久、兼子仁、今橋盛勝の3者の議論につき、その理論の時間的性格を考察することで課題①を検討した。堀尾(1971)の「教育の本質」論、兼子の特殊法理論は時間的普遍性=不変性を法規範に付与している。今橋は規範・解釈の歴史的変化の視点を導入したが、兼子の特殊法的教育法学の枠組みを継承したため法の時間が教育にとってもつ緊張を問題化するには至らなかった。

5章では、課題②の検討として 1950~60 年代の学力テストに対する事実的紛争解決と法的紛争解決における時間的パースペクティブの分離について考察した。学テ実施に際し、現場の教師達は目の前の子どもらがテストを受けさせられることに抵抗した。その後教師達は、裁判を闘ったが、結果的に長い年月を要した学テ裁判は、裁判特有の構造によって実際の抵抗運動時の目的に変質を迫るものだった。教師らは「子ども」と「民主教育」を守ると言った。裁判に時間を要したために事実上の抵抗行為によって助けようとした子どもたちを助けることなどもはやできなかったが、それでも教師たちは〈子ども〉を助けるのだと言い続けた。差し挟まれた時間によって、助けることが可能なものは分裂しているのに、同じ言葉において語り続けられたのである。

6章では、課題③の検討として、教育と法というそれぞれの営みがどのような時間的性格において展開されているか、その特徴と相違点について理論的に考察した。教育は計画をベースに行われる営みでありながら臨機応変な対応を行うという現在主義的な性格をもつ。ここから、どのような成長を遂げるかにつき未来を予言できるものではないが、ともかくも教育実践が被教育者を変化するもの、変化すべきものとみることは重要な特徴となる(Luhmann2002:42=2004:41)。一方の法も現在主義的な性格をもつが、その時間的特徴としては①変化、②無時間性、と、③裁判における審理のように①②の二つの相反する性格を統合する慎重な議論のために長期の時間を必要とすること、があげられる。教育との相違としては②③が特に重要になるといえる。変化について言えば、変化するにも関わらず無時間性を装わなければならない法にとって、変化は表面上は肯定的に捉えられるわけではない。このような教育と法の時間的性格の相違は、5章のケースのような形で最も象徴的に現れ

このような教育と伝の時間的性格の相違は、5章のケースのような形で取も家園的に現れることになる。実際に教育を受ける子どもたちにとって、何年も後になってその教育のあり方が正しい/正しくないと判決されることにいかほどの意味があろうか。一方で、いかに教育実践がスピーディに変化するある現在的な時点への対応が迫られるものであっても、教育裁判が判決を下すために積み重ねる慎重な審理までもが短縮されるようなことを法や社会が認めることは、簡単ではないと思われる。このように、教育と法の時間的性格は整合的であるとは言えない。

7章では、課題④の検討として、堀尾・兼子の教育法理論・学説に伏在する「力」の側面 を再考した。堀尾は学習権の理論において、人権の起源を想起すると同時に到来すべき未来 を先取することで、現在という時点における教育と学習権の保障の価値を意味づけ基礎づ けた。また兼子は、非成文法的な教育秩序が合法になるという仕組みを支持するにあたり、 その時間的経過の内部にある法規改廃力の意義を認めた。彼らの態度には、法が自らを基礎 づける「力」に対する一定の評価を見ることができるのであり、それは教育と法の関係を模 索する本稿にとって再考に値する要素であると思われる。

8章では、課題⑤の検討として、教育の時間的問題に応ずる法の正義のあり方について探求した。具体的には、神戸高専事件判決、神戸高専執行停止事件決定に見られた教育の時間的利益救済の問題について、考察した。ルーマンによれば、法的判断は条件プログラムに依拠してリスクを排除し、裁判は時間を自己管理しなければならない。従来の教育法学も、これを大前提としている。だが、教育の時間的利益を救済するための執行停止 suspension は、リスクを伴う。そもそも、教育と法が境界を接した状況で、教育への法の関与/不関与の決定はともにリスクを負う。デリダ(Derrida1994=1999)の「宙吊り suspension」としての正義は、この状況下で越境的な法的判断を導く指標となりえるし、また通常の裁判審理の時間を一時停止し、教育の時間的利益を救済する可能性をもつ概念だと言える。そして教育への視点からこの利益の救済を訴えることは、法が教育へ関わらざるをえない中で正義を果たそうとすることに貢献するだろう。

9章(終章)では、本稿の課題検討結果をまとめ、示唆と残された課題を示した。本稿では、 $4\sim6$ 章(課題① \sim ③)で従来の教育法学が考えていたような意味では法は教育にとって有用でないことを示した。教育法学的なアプローチでは、教育は法の内部に固定し、時間性を喪失してしまう。しかし8章(課題⑤)でみたように、法は教育に別用の形で関わることができる。法が自らを宙づりにする suspendre とき、教育の時間は法によって固定化されず、正義の可能性も開かれうる。この意味においては、法はいまだに教育にとって有用でありうると言えるだろう。

本稿の示唆を述べるなら、正義へ向けた「力」の価値に着目することで、裁判という装置を理論的には忌避してきた教育法学の再考を促しうるという点が挙げられる。また、N. ルーマンや J. デリダの理論的視点から教育法を考察する道筋も示したことも、貢献となりうるかもしれない。ただし本稿の残された課題として、法の正義ではなく、そもそも教育にとっての正義とは何かを再考できなかった点がある。これについては、さらなる考察を行わなければならない。

●文献一覧

Derrida, Jacques (1994) Force de loi: Le 《Fondement mystique de l'autorité》,

Paris: Galilée. (=1999 堅田研一訳『法の力』法政大学出版局)

堀尾輝久(1971)『現代教育の思想と構造』岩波書店

今橋盛勝(1983)『教育法と法社会学』三省堂

兼子仁(1978)『教育法 新版』有斐閣

- 吉良孝之(2008)「法時間論-法による時間秩序、法に内在する時間構造」『法哲学年報 2008』 有斐閣 132-139
- Luhmann, Niklas (1993) Das Recht der Gesellschaft, Frankfurt: Suhrkamp. (=2003 馬場靖雄上村隆広、江口厚仁訳『社会の法 1、2』法政大学出版局)
- —— (2002) Das Erziehungssystem der Gesellschaft, Frankfurt: Suhrkamp. (=2004 村上淳一訳『社会の教育システム』東京大学出版会)